

2024年4月22日

大阪市  
市長 横山 英幸様

大阪教育合同労働組合  
執行委員長 増田 俊道

大阪市教育委員会  
教育長 多田 勝哉様

同 大阪支部  
支部長 山口 昌孝

## 団体交渉申入書

当組合は、2024年度の夏期一時金要求及び勤務労働条件等について、以下の通りの内容で団体交渉を申し入れるので、誠意をもって交渉に応じられたい。

### 記

- 1.団交日時 双方協議の上、早期に設定
- 2.団交場所 大阪市庁舎内
- 3.団交事項
  1. 以下の要求事項について
  2. その他関連する事項について
- 4.要求事項

- (1) 物価上昇を考慮し、管理職以外の職員に対する夏期一時金の支給割合を2023年度大阪市人事委員会勧告（期末手当1.225月、勤勉手当1.025月）以上に引き上げること。
- (2) 一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）を廃止すること。廃止できない場合は一律7.5%にすること。
- (3) 勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
- (4) 勤務時間数に関係なく全ての会計年度任用職員に一時金を支給すること。
- (5)（暫定）再任用職員の支給割合を引き上げること。
- (6) 賃金格差を是正するためにも常勤講師を教諭職とし、給与表2級に格付すること。
- (7) 非常勤講師の賃金を、在校時間（教材研究・成績処理等の業務を含む）を基準として支給すること。また、授業1コマ当たり、年間35時間という制限を撤廃すること。
- (8) 行政職と同等に学校園にも役職定年制を導入すること。
- (9) その他、関連事項
  - ・会計年度任用職員に対する超過勤務手当の支給について
  - ・定年延長後の職員に対する役職別段階加算の支給割合について

以上

◆ 2024教育合同 夏期一時金等

項目	回答	分類	回答担当
(1)	○	交渉事項 昨年度(1)の文言変更	教職員給与(制度)
(2)	○	交渉事項 昨年度(2)の文言変更	教職員給与(制度)
(3)	○	交渉事項 昨年度(3)	教職員給与(制度)
(4)	○	交渉事項 昨年度(4)	教職員人事 指導部 教育活動支援担当
(5)	○	交渉事項 昨年度(5)	教職員給与(制度)
(6)	○	交渉事項 昨年度(6)の文言変更	教職員人事 教職員給与(制度)
(7)	○	交渉事項 昨年度(7)	教職員人事
(8)	○	交渉事項 昨年度(8)の文言変更	教職員人事

番号	(1)
項目	物価上昇を考慮し、管理職以外の職員に対する夏期一時金の支給割合を 2023 年度大阪市人事委員会勧告(期末手当 1.225 月、勤勉手当 1.025 月)以上に引き上げること。
(回答)	
<p>ご要求いただきました内容につきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(2)
項目	一時金の傾斜配分(役職段階別加算措置)を廃止すること。廃止できない場合は一律7.5%にすること。

(回答)

職務段階別加算措置につきましては、地方公務員法第24条第1項に定める職務給の原則に基づき、職務と責任に応じた給与を決定しているところであります、同2項の均衡の原則による国と地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者との均衡を考慮して定めておりまことから、廃止・一律支給にすることは困難であると考えております。

今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
----	-------------------------

番号	(3)
項目	勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
(回答)	
<p>勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を有しますことから、成績率の適用をやめることにつきましては、困難でございます。</p> <p>評価結果の勤勉手当への成績率の反映につきましては、これまで勤務実績のより的確な反映のために、平成19年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施してまいりました。</p> <p>令和元年度からは、平成30年度より実施している人事評価結果を勤勉手当へ反映させることとし、この点につきましては、給与負担等の権限移譲にかかる教職員の人事給与制度の交渉におきまして、お示しさせていただいたとおりです。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(4)
項目	勤務時間数に関係なく全ての会計年度任用職員に一時金を支給すること。

(回答)

会計年度任用職員につきましては、従前より当該年度の任用期間が6月以上で、週あたり勤務時間が15時間30分以上の場合、期末手当を支給することとしております。

なお、令和6年6月期より期末手当の支給要件を満たす会計年度任用職員については、勤勉手当も支給することとなります。

今後も引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当
----	---

番号	(5)
項目	(暫定) 再任用職員の支給割合を引き上げること。
(回答)	
	<p>ご要求いただきました (暫定) 再任用職員の支給割合を引き上げることにつきましては、本市の「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に基づき、支給させていただきたいと考えておりますことから困難でございます。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(6)
項目	賃金格差を是正するためにも常勤講師を教諭職とし、給与表2級に格付けること。

(回答)

常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
----	---

番号	(7)
項目	非常勤講師の賃金を、在校時間（教材研究・成績処理等の業務を含む）を基準として支給すること。また、授業1コマ当たり、年間35時間という制限を撤廃すること。
(回答)	
<p>非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」に基づき、35週を上限としております。</p> <p>今後も引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	(8)
項目	行政職と同等に学校園にも役職定年制を導入すること。

(回答)

本市におきましては、令和5年度より役職定年制の趣旨（組織の新陳代謝の確保等）に基づき、原則、管理監督職の職員につきましては、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職に異動させる役職定年制が導入されております。

しかしながら、学校園（教職員組織）におきましては、年齢構成の偏り等による後任補充の課題等があり、現時点においては、役職定年制の導入は困難な状況となっております。

今後も引き続き、学校園における年齢構成の状況等を注視しつつ、役職定年制の導入について、慎重に判断してまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当
----	----------------------